して両議院の議長が協議して定める管理監督職　六〇年を超え六四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

㈢　㈠による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たって各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めることとした。（第一五条の二第三項関係）

㈣　他の職への降任等は、苦情の処理の対象となる降給又は降任に該当しないこととした。（第一五条の八関係）

3　管理監督職への任用の制限

各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第一五条の三関係）

4　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

2及び3は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しないこととした。（第一五条の四関係）

5　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

㈠　各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈢において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとした。（第一五条の五第一項関係）

⑴　当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

⑵　当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

㈡　各本属長は、㈠又は㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、㈠の⑴及び⑵に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈣において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。（第一五条の五第二項関係）

㈢　各本属長は、㈠により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下㈢及び㈣において同じ。）であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとした。（第一五条の五第三項関係）

㈣　各本属長は、㈠若しくは㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について㈢の事由があると認めるとき（㈡により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は㈢若しくは㈣により異動期間（㈠から㈣までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について㈢の事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。（第一五条の五第四項関係）

6　定年による退職

㈠　国会職員の定年を年齢六五年とした。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六五年を超え七〇年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とした。（第一五条の六関係）

㈡　㈠の定年は、令和五年四月一日から令和一三年四月一日までの間、段階的に引き上げることとした。（附則第二項～第六項関係）

7　定年による退職の特例

5の㈠から㈣までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した国会職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、定年により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときであって、かつ、5の㈠又は㈡により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。（第一五条の七関係）

8　定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除することとした。（改正前の第一五条の四及び第一五条の五関係）

9　任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

各本属長は、当分の間、国会職員（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員等を除く。以下9において同じ。）が年齢六〇年等に達する日の属する年度の前年度において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六〇年等に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第七項関係）

二　国家公務員退職手当法の一部改正関係

1　退職手当の基本額に係る特例

㈠　当分の間、第四条第一項の規定は、一一年以上二五年未満の期間勤続した国会職員であって、六〇歳（次に掲げる者にあっては、次の年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（附則第一二項関係）

⑴　一による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第一五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員　六三歳